

学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 3 月改定
長崎県立対馬高等学校

1 目指す生徒像・学校像

学校は、教育活動全体を通じて、「いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為である」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめ防止の観点からも、全ての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止と対応における基本方針となる事項を定め、対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 校内組織について

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、未然防止、早期発見、解決等に当たる。

また、「学校いじめ防止基本方針」の検証及び見直しを行うものとする。

【委員の構成】

教頭 教育相談主任 教育相談副主任 教務主任 生徒指導主事 保健主事 図書研究部主任
学年主任 養護教諭

実際にいじめが起こった場合の対策を話し合う場合は、学校評議員・当該学級担任・部活動顧問等、及び必要に応じて外部の専門家を加える。

3 いじめの防止について

(1) 教職員の取組

- ① すべての生徒が学習できる授業づくり、授業規律の徹底、適切な言動に努める。
- ② ホームルーム活動等を通して、帰属意識と望ましい人間関係づくりを充実させる。
- ③ 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめを全教職員で認識し、対応できる指導体制を確立する。
- ④ 生徒と教職員、生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い、一人一人に居場所のある学校生活を通して、自己肯定感を高めさせる。
- ⑤ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとする道徳の指導や取組を実践する。
- ⑥ いじめ問題に関する指導上の留意点などについて共通理解を図り、指導力の向上に努める。
- ⑦ 人権意識と生命尊重の態度の育成に努める。
- ⑧ 「学校いじめ防止基本方針」を保護者や地域に周知し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。
- ⑨ 「学校いじめ防止基本方針」を定期的にチェックし、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

(2) 生徒の取組

- ① 「自分から」関わることで、一人一人が居場所のある学校生活をめざす。(信頼関係、自己肯定感、ストレスコントロール)
- ② いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動を計画し、いじめに関する自己学習の能力

を育てる。

(3) 保護者の取組

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、悩み等を相談できる雰囲気作りに努める。
- ② 保護者は、生徒のいじめを許さない心を育てるように努め、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導に努める。

4 いじめの早期発見について

(1) 教職員の取組

- ① 生徒のささいな変化に気づく力を高め、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行い、学年会を通じて情報を共有する。
- ② 各学期に実施する「いじめアンケート」をもとに、個人面談や情報収集を行う。
- ③ 生徒がいじめを訴えやすい教育相談態勢を整える。
- ④ 家庭や地域と連携して情報を収集する。
- ⑤ 学校以外の相談窓口(24時間いじめ相談ホットライン、親子ホットライン等)について、周知や広報活動を継続して行う。
- ⑥ 普段から、校内巡視等によるきめ細かな生徒観察を行い、暴力的な行為、暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ⑦ 普段から、家庭や地域と連携し、協力関係を構築しておく。

(2) 生徒の取組

- ① いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であること、また、誰にでも起こりうるということを認識する。
- ② いじめの相談を受けた場合、一人で抱え込まず大人に相談する。

(3) 保護者の取組

- ① いじめの有無に関わらず、生徒に何か変化があったら、まず本人とよく話す。
- ② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校や地域の関係団体と組織的に連携する体制を構築する。

5 いじめに対する措置

(1) 教職員の取組

- ① 生徒や保護者からいじめの訴えがあった場合は、ささいな兆候であっても、真摯に傾聴し、早い段階から個人ではなく組織的な体制でかかわりを持つ。
- ② 教職員が連携し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する。その場合、事実を隠すことなく保護者などと協力して対応する。
- ③ 問題を抱える生徒の生活環境等の課題解決を図るために、スクールソーシャルワーカー等外部の専門機関に相談する。
- ④ 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に活用し、警察との情報共有を進め、早期の立ち直り支援に努める。
- ⑤ 関係する生徒への対応を適切に行う。

[具体的対応]

- 関係する生徒に対する迅速な事実確認を、アンケート調査などを通じて行う。
- 関係生徒への支援・指導

(ア) いじめを受けている生徒に対しては、苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。該当生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族地域の人など)と連携し、寄り添い支える体制を作る。また、保護者に対しては、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。

(イ) いじめを行った生徒には、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮のもと、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導にあたる。その際、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、保護者に対しては、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。

(ウ) 観衆や傍観者となった生徒には、自分たちでいじめ問題を解決する力の育成を図る。

⑥ いじめ問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合、または、いじめを巡る情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合は保護者会を開催する。

⑦ いじめが解消したとみられる場合でも、学期ごとに行っているいじめアンケート及び面談等により現状を把握し、適宜必要な指導を行う。

⑧ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、各分掌、教科等と連携し、授業や全体集会等で情報モラルの教育・人権に関する教育を適宜実施する。必要に応じ警察や法務局等と適切に連携を図る。

(2) 生徒の取組

① いじめの相談を受けた場合、一人で抱え込まず大人に相談するようにする。

② いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であることを再確認し、観衆や傍観者となった生徒は、自分たちでいじめ問題を解決する力がなかったことを反省する。

③ 被害の拡大を招くようなネット上の書き込み等をしない。

(3) 保護者の取組

① いじめの相談を受けた場合、まず本人の話を真剣に聞き、次に学校へ通報する等適切な措置をとる。

② 関係生徒の心情に配慮し、冷静な行動を心掛ける。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

[具体例]

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に傷害を負った場合
- ・金品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

※連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、学校の設置者からの判断に従って対応を行う。